

「平成19年新潟県中越沖地震」災害の 早期復旧に関する緊急要望

去る7月16日、最大震度6強を観測した「平成19年新潟県中越沖地震」は、新潟県中越および長野県北部を中心に死者10人、重軽傷者1,310人、住家被害4,395棟のほか、交通・通信網の停滞、電力・上下水道等の供給停止など多くの被害が発生し、地域の住民生活や経済活動に重大な影響をおよぼしている。

被災市町村では、いまなお、多くの住民が避難所生活を余儀なくされている状況の中で、余震の恐怖に耐えながら、復旧作業に全力で取り組んでいるところであるが、財政基盤の脆弱な自治体においては、災害復旧に充てる経費にも限度があり、その対応に困難を極めている。

また、被災地域に立地する柏崎刈羽原子力発電所での火災の発生や、微量の放射性物質を含んだ水漏れが確認されたことにより、住民の間に大きな不安が広がっている。

よって、政府は、次の事項について、早急に特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 「平成19年新潟県中越沖地震」を災害対策基本法に基づく激甚災害に早期に指定すること。
- 2 被災者に対する生活再建支援策を講じるとともに、電気・ガス・水道・交通網などのライフラインの早期復旧のため、必要な措置を講じること。
- 3 災害救援、災害復旧などの財政需要に対しては、特別交付税等において十分な措置を行うこと。
- 4 原子力発電所の安全確保に万全を期するとともに、住民に対する徹底した情報開示を行うこと。

平成19年7月20日

全国町村議会議長会
会長 川股 博